

静岡県立こども病院庭園管理業務委託仕様書

1. 業務の種類及び数量

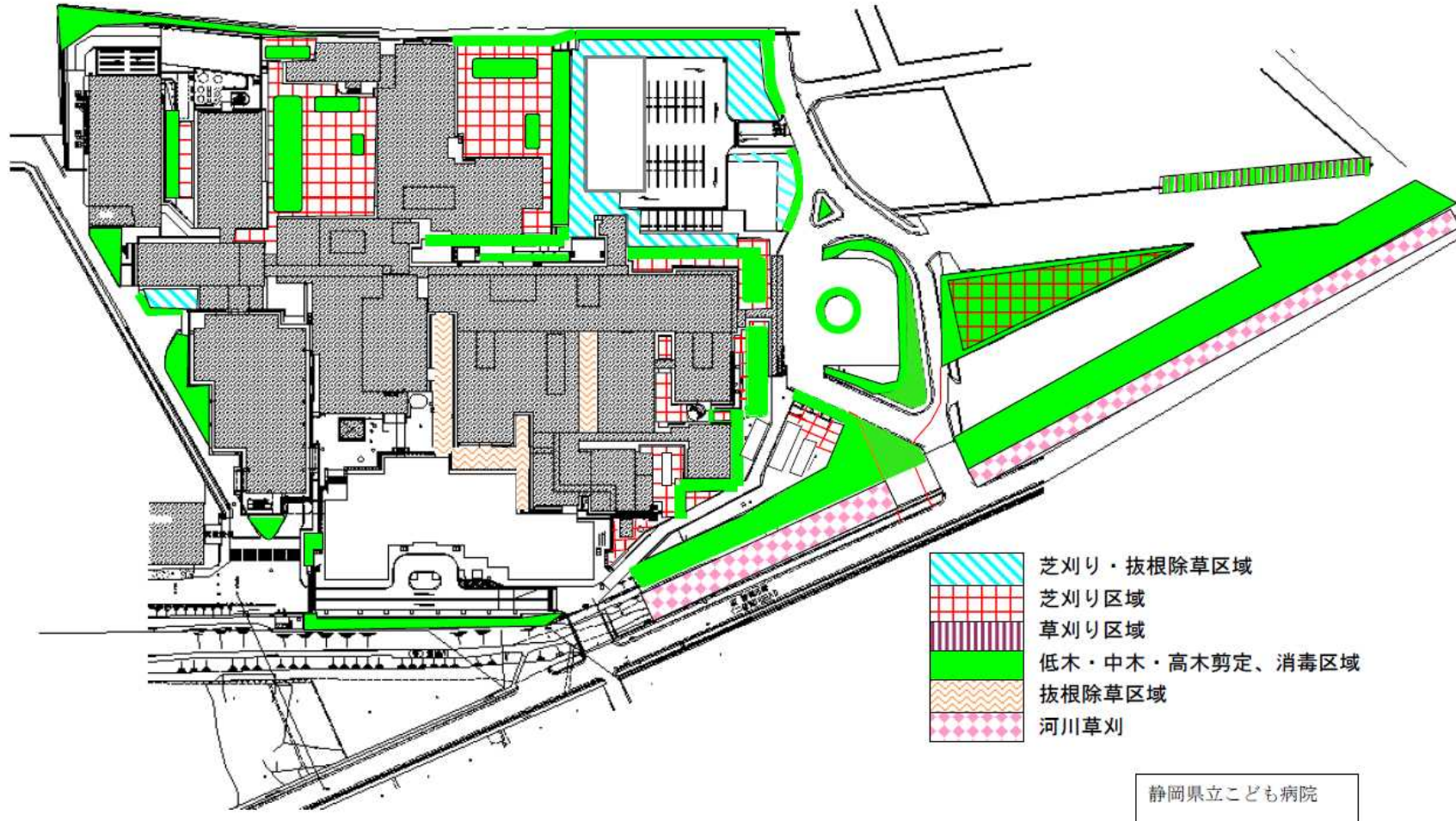
符号	名称	数量	単位	年間実施回数	業務内容	摘要
I	病院敷地内庭園管理					
1	芝地・草地管理					
	職員駐車場（芝生草刈）	3,000.0	m ²	3回	共通仕様書第2-2	利用者の少ない土・日・祝日に実施すること。
	職員駐車場（法面草刈）	2,553.0	m ²	2回	共通仕様書第2-3	
	職員駐車場（グリーンウォール草刈）	470.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	職員駐車場（平地草刈）	2,600.0	m ²	2回	共通仕様書第2-3	
	職員駐車場（ツタ剪定）	1	式	1回	個別仕様書2-（5）	
	職員駐車場（ツタ除草剤散布）	1	式	1回	個別仕様書2-（6）	
	本館中庭（抜根除草）	323.0	m ²	1回	個別仕様書2-（7）	
	本館中庭（除草剤散布）	323.0	m ²	2回	個別仕様書2-（6）	
	その他庭園（芝生地芝刈）	1044.1	m ²	4回	共通仕様書第2-2	
	その他庭園（抜根除草）	1044.1	m ²	3回	個別仕様書2-（7）	
	その他庭園（芝生地芝刈）	3200.0	m ²	4回	共通仕様書第2-2	病棟庭園は原則、月曜日（祝日を除く）に実施すること。
	その他庭園（草地草刈）	200.0	m ²	4回	共通仕様書第2-3	
	その他庭園（河川法面草刈）	1320.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
2	樹木管理					
	低木刈込	2000.0	m ²	1回	共通仕様書第2-1-（2）	正面玄関、外来周辺の剪定は病院が指定する曜日に実施すること。
	中木剪定	208.0	m ²	1回	共通仕様書第2-1-（1）	
	高木剪定	75	本	1回	共通仕様書第2-1-（1）	
	高木（桜）剪定	35	本	1回	共通仕様書第2-1-（1）	駐車車両に接触しないよう随時剪定を行うこと。
	西館周辺低木刈込	163.0	m ²	1回	共通仕様書第2-1-（2）	
	外来駐車場歩道境界中木剪定	170.0	m ²	1回	共通仕様書第2-1-（1）	歩道の妨げにならないよう随時剪定を行うこと。
	施肥	163.0	m ²	2回	共通仕様書第2-1-（3）	
	抜根除草	433.0	m ²	2回	個別仕様書2-（7）	
II	職員宿舎敷地内管理					
1	草地管理					
	新保育所駐車場(C棟跡地)周辺草刈	338.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	D棟周辺草刈	203.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	E棟周辺草刈	306.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	F棟周辺草刈	100.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	G棟周辺草刈	312.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	新保育所周辺草刈（芝生地芝刈・除草）	234.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	新浄化槽	132.0	m ²	2回	共通仕様書第2-3	
	M棟周辺草刈	1,000.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	L棟周辺草刈	425.0	m ²	3回	共通仕様書第2-3	
	宿舎敷地周辺草刈	490.0	m ²	2回	共通仕様書第2-3	
	宿舎用貯水槽内（抜根除草）	49.0	m ²	2回	個別仕様書2-（7）	
2	樹木管理					
	(1)宿舎跡地外周					
	モクセイ（H=3.5m）	4	本	1回	共通仕様書第2-1-（1）	

	サザンカ生垣 (H=1.5m)	31.0	m	1回	共通仕様書第2-1-(2)	
	マテバシイ (幹周 C=120cm 以上)	4	本	1回	共通仕様書第2-1-(1)	
	ケヤキ (幹周 C=120cm 以上)	3	本	1回	共通仕様書第2-1-(1)	
	モチ (幹周 C=120cm 以上)	3	本	1回	共通仕様書第2-1-(1)	
	クス (幹周 C=60cm 内外)	1	本	1回	共通仕様書第2-1-(1)	
	(2)F棟					
	サンゴジュ生垣 (H=2.0m)	17.0	m	1回	共通仕様書第2-1-(2)	
	(3)G棟					
	中木剪定	25.0	m ²	1回	共通仕様書第2-1-(1)	
	(4)外周					
	カイヅカイブキ生垣 (H=2~3.0m)	100.0	m	1回	共通仕様書第2-1-(2)	
	サンゴジュ生垣 (H=1.0m)	35.0	m	1回	共通仕様書第2-1-(2)	
	(5)新保育所					
	ニセアカシア	2	本	1回	共通仕様書第2-1-(2)	
Ⅲ	病害虫防除および殺虫剤散布				共通仕様書第2-5	年間 2000ℓを上限とする

2. 業務の実施方法等

- (1) 各業務の対象範囲は、別紙1～4の静岡県立こども病院庭園管理区域図に示すとおり。
- (2) 樹木の剪定時期は、低木については6月、中高木については7月・11月を目安におこなうこと。
- (3) さつき、つつじの刈込は、開花終了後直ちに行うこと。
- (4) 樹木の剪定作業にあたっては、雑草及びツタ類について手取り除草を適期に実施すること。雑草の根を極力残さないように抜き取ること。
- (5) 職員駐車場フェンスに繁殖しているツタについては、夜間照明の妨げとならないよう処理すること。
- (6) 除草剤の散布は定められた回数を上限とし、実施にあたっては共通仕様書2-5に定める事項を遵守すること。
- (7) 芝生地、草地、低木地等の植栽帯並びに本館中庭に発生している雑草は、根から取り除くこと。
- (8) 使用する機材等には会社名等を記載し、所在を明らかにし、作業終了後に忘れ物がないよう注意すること。

静岡県立こども病院庭園管理区域図（病院周辺図）



静岡県立こども病院庭園管理区域図（職員駐車場周辺図）

